

平成 28 年 3 月 18 日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人日本ポニーベースボール協会に対する公益認定取消しについて

目 次

公益認定取消しの概要	1
公益認定取消しの公示	2
公益法人の監督措置に係る手続の流れ	4



内閣府

平成 28 年 3 月 18 日
内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益社団法人日本ポニーベースボール協会に対する公益認定取消しについて

平成 28 年 3 月 8 日、公益社団法人日本ポニーベースボール協会から行政庁（内閣総理大臣）に対し、公益認定取消しの申請が行われました。

これを受け、行政庁は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 29 条第 1 項第 4 号の規定に従い、平成 28 年 3 月 18 日付けで、同協会の公益認定を取り消しましたので、公表します。

〔 同法人は、本取消しにより、一般社団法人となります。 〕

公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）（抄）
（公益認定の取消し）

第二十九条 行政庁は、公益法人が次のいずれかに該当するときは、その公益認定を取り消さなければならない。

一 ～ 三 （略）

四 公益法人から公益認定の取消しの申請があったとき。

【本件問合せ先】

内閣府大臣官房公益法人行政担当室
 黛、石塚

TEL : 5403-9538 (直通)

FAX : 5403-0231

平成28年3月18日

内閣府大臣官房公益法人行政担当室

公益認定取消の公示

平成28年3月18日付けで公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第29条第1項第4号の規定に基づく公益認定の取消しをしたので、同条第4項の規定に基づき、別紙のとおり公示する。

1. 法人コード：A005363
2. 法人の名称：公益社団法人日本ポニーベースボール協会
3. 代表者の氏名：井上 昌友
4. 主たる事務所の所在場所
東京都千代田区丸の内1丁目7番12号サピアタワー8階

公益法人の監督措置に係る手続の流れ

(公益社団法人日本ポニーベースボール協会に対する公益認定取消し)

